

警（企）収第90の2号
昭和41年4月30日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	A0000
保存期間	30年
廃棄年月日	平成44年1月1日
担当係	組織法制係

三重県警察本部長

四日市北警察署および四日市南警察署の境界線等に関する協定について（例規通達）

このたび、四日市北警察署長および四日市南警察署長間において、管轄区域の境界が海蔵川または三滝川となる地域付近の円滑な事案処理を期するため、別添1のとおり締結した当該地域付近の具体的な分担区域の境界線および事案処理に関する協定を、別添2のとおり承認したから、当該地域における所掌事務の運用についてあやまりのないようにされたい。

⑤ (別添1)

協 定 書

警察署の管轄区域を定める条例の改正に伴ない、事務処理の円滑と責任区分を明らかにし、もって住民の利便をはかるため、下記のとおり協定する。なお、本協定書は3部作成し、三重県警察本部および両警察署において各1通を保管する。

昭和41年4月1日

四日市北警察署長

四日市南警察署長

第1 分担区分の境界

両警察署間の管轄区域による境界線のうち、つぎの地域における分担区域はつぎのとおりとする。

- 1 四日市市内のうち、三重地区と常盤地区が接する部分については、三滝川右岸をもって境界とする。(略図1)
- 2 四日市市内のうち、阿倉川地区および羽津地区と、末永地区および橋北地区が接する部分については、海蔵川左岸をもって境界とする。(略図2)

第2 事案の処理

本協定によって処理することが不相当と認められる事案または、これが不明確な事案等については、その処理の適正を期するため、その初期的な措置は、当該事案を最初に認知した警察署において行なった後、両警察署長が協議の上決定するものとする。

第3 協定の変更

本協定を変更する必要があると認めるときは、両警察署長が協議の上行なうものとする。

第4 その他

本協定は、昭和41年4月1日から実施する。

(別添2)

警(企)収第90の1号

四日市北警察署長

四日市南警察署長

昭和41年4月6日四南外発第321号、四北外発第74号をもって報告のあった警察署の管轄区域境界線等に関する協定については、次の条件をつけてこれを承認する。

昭和41年4月30日

三重県警察本部長 木村 善隆

記

協定書第3により本協定を変更する場合には、変更しようとする事項およびその理由を事前に書面をもって上申し、承認をうけること。